

# 総会

配布：一般

2015年12月24日

原文：英語

## 第70会期

議事日程議題16および117

平和の文化

国際連合グローバル・テロ対策戦略

## 暴力的な過激主義を防止するための行動計画

### 事務総長報告書

#### I. 序

1. 暴力的な過激主義は、国際連合の目的や原則に対する侮辱である。それは、平和および安全、人権並びに持続可能な開発を損なっている。どの国や地域もその影響受けないことはない。

2. 現在の暴力的な過激主義を予防するための行動計画は、テロリズムに資するような、またテロリズムに資する場合の、過激主義を考慮しそして対処している。暴力的な過激主義は、明確な定義のない、多様な現象である。それは、新しいものでもなければ何からの地域、国籍または信念の制度に限られたものでもない。それにもかかわらず、近年、イラクおよびレバントのイスラム国（ISIL）、アル・カーイダやボコ・ハラムのようなテロ集団が、暴力的な過激主義の私たちのイメージとこの脅威に対処する方法についての討論を形作ってきている。これらの集団の（宗教的、文化的、社会的）不寛容のメッセージは、世界の多くの地域にとって激烈な結果を示してきている。領域を保持することと彼らの考え方と功績の地球規模のまたリアルタイムのコミュニケーションのためにソーシャル・メディアを使うことで、彼らは、私たちの共有する平和、正義および人の尊厳の価値に挑戦しようと努めている。暴力的な過激主義の広がり、いずれか一つの地域の境界を越えた既に前例のない人道危機をさらに悪化させている。何百万もの人々が、テロリストや暴力的な過激集団により支配されている領域から逃げている。移住者の流れは、関係する地域をさらに不安定にさせつつ、安全を求めている者および外国人テロ戦闘員のような紛争に誘惑された者を巻き込んでいる、紛争区域からと紛争区域への両方で増えてきている。この文脈の範囲内で行動計画が策定されていると同時に、それはあらゆる暴力的な過激主義の形態およびそれがどこで起ころうと暴力的な過激主義に対処することが意図されている。

3. 何も暴力的な過激主義を正当化することはできないが、私たちは、それが何も無いところで生じたのではないことを認めなければならない。不満の作り話、現実のまたは知覚された不正義、約束されたエンパワーメントそして押し流された変化が、人権が侵害され、良い統治が無視されそして憧れが押しつぶされた時、魅力的になる。暴力的な過激主義は、シリア・アラブ共和国およびイラクへ、並びにアフガニスタン、リビアおよびイエメンへ、渡航する 30,000 人以上の外国人戦闘員を 100 以上の加盟国から勧誘することができた。彼らの中のある者は、彼らが見たものにより疑いなくぞっとさせられ彼らの経験には不安が置かれたが、その他の者は、自らの共同体に憎悪、不寛容および暴力を広めるため、自らの故国に既に帰国しそしてより多くの者が疑いもなくそれに続くであろう。

4. 過去 20 年以上、国際社会は、アル・カーイダおよびその系列集団により与えられた脅威への対応において採択された安全保障に基づくテロ対策措置の文脈の範囲内で主に対処することを求めてきた。しかしながら、新しい世代のグループの出現で、そのようなテロ対策措置は、暴力的な過激主義の拡散を防止するために十分ではなかったという国際的なコンセンサスが育っている。暴力的な過激主義は、表現の広いカテゴリーを含みそして二つの用語の合成が、テロ行為としてみなすべきでない行為の形態に対するものを含んで、テロ対策措置の過度に幅広い適用の正当化を導くかもしれないリスクがある。

5. 安保理決議 2178 (2014) において、安全保障理事会は、暴力的な過激主義とテロリズムとの結び付きを明白にし、国際的な規範に沿っている手段の重要性を強調しそして予防の必要性、つまりテロリズムに資することができる「暴力的な過激主義」が、「テロリスト集団に入る個人への過激化、勧誘および動員並びに外国人テロ戦闘員になることを防止することを含む」集団的な取組を要求していること、を認識している。同決議において、安保理は、「テロリズムを予防しまた闘うための国際協力および加盟国により取られたあらゆる措置は、国際連合憲章を完全に遵守しなければならない」ことを認識しつつ、「加盟国に対し、この種類の暴力的過激主義に対抗する取組を強化することを求めている。」「テロリズム」と「暴力的な過激主義」の定義は、加盟国の特権であり、国際法、とりわけ国際人権法の下での自らの義務に一致しなければならない。国際連合グローバル・テロ対策戦略のコンセンサスによる採択を通して、テロ対策に対する現実的な対処方法を、総会が丁度取ってきたように、この行動計画は、定義の問題に対処するという危険を冒すことなしに、暴力的な過激主義を防止することに対する現実的な対処方法を追求する。

6. 現行の、不可欠な安全に基づくテロ対策措置だけではなく、新しいまたより敵意に満ちた集団の発生を生じさせた暴力的な過激主義の推進者に直接対処する組織的な予防措置も網羅する、より包括的な対処方法を講じる必要がある。国際連合憲章において、加盟国は、「平和に対する脅威の防止及び除去のため有効な集団的措置を取る

こと」を決意した。私は、特に武力紛争、残虐行為、災害、女性と子どもに対するまた紛争関連性的暴力の防止に関して、国連の防止目標に再び活気を与えるため、それを優先事項とし、また人権を最前線に置くため、専門の活動を開始してきた。国際連合平和活動に関するハイレベル独立パネルの 2015 年報告書（A/70/95-S/2015/446 を参照）、国際連合平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループ報告書（A/69/968-S/2015/490）、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>1</sup>そして女性、平和および安全アジェンダは、防止活動を行うことに対する集団的な約束を築く必要性を全て強調している。暴力的な過激主義の拡散は、予防努力をいっそう関連させている。

7. 総会決議 60/288 で総会により全会一致で採択された、国際連合グローバル・テロ対策戦略は、防止に明確に対処しそしてその柱四つの全て、すなわち(a)テロリズムに資する条件に取り組むこと、(b)テロリズムを防止することと闘うこと、(c)テロリズムと闘うこととその点に関する国際連合の役割を強化する諸国の能力を構築すること、そして(d)テロリズムに対抗すると同時に、全ての者に対する人権と法の支配に対する尊重を確保すること、を通じた釣り合いのとれた履行を予見している。過去 10 年間、グローバル戦略の柱 I と IV がしばしば見過ごされてきたのと同時に、その柱 II の下での措置の履行が強く強調されてきた。同戦略の 10 周年記念の前の、2016 年に、私は、過去 10 年間の学んだ教訓とその先にある課題を考慮して同戦略のより包括的な履行を確保しつつ、同戦略の柱 I と IV の下で適用される措置を再活性化することを含んで、暴力的な過激主義に対処するための予防的措置を強調して、この行動計画を開始している。同戦略のつい最近の総会の再検討の文脈において、総会は加盟国に対し、「あらゆる形態と表現のテロリズムに対して団結すること」を促した。そうすることで、私たちは、原則に基づきまた戦略的であるべきでありそして私たちの対応を注意深く調整しなければならない。私たちは、私たちの優先事項に焦点を再び合わせ、私たちの司法の適用を強化し、そして統治するものと統治されるものとの間の社会的契約を再構築しなければならない。私たちは、個人が暴力的な過激主義集団に惹きつけられる理由に対して注意を払うことが必要である。私は、人権に対する完全な尊重に基づきまた全ての者のための経済的機会を持った、オープンで、平等で、包括的でそして多民族の社会の創設が、暴力的な過激主義に対する最も確実で意義ある代替手段をそしてそれを魅力のないものにするための最も見込のある戦略を表していることを確信している。

8. 暴力的な過激主義の推進者についての私たちの理解が改善してきたとは言え、私たちの行動を適合させそして磨きをかけることを私たちに可能にさせつつ、私たちは、この脅威が発展している速度に対抗する私たちの学習過程を加速しなければならない。全体として、私たちは、暴力的な過激主義を駆り立てている多くの不満の素種に対処する道具を持っているとは言え、私たちはそれを効果的に使用した調達するた

---

<sup>1</sup> 総会決議 70/1。

め学習しなければならない。テロ対策履行タスク・フォースと国際連合テロ対策センターを含む国際連合、テロ対策委員会事務局、国際連合開発計画、国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合教育科学文化機関、国際連合薬物犯罪事務所、国際連合文明の同盟、事務局の平和維持活動局、平和構築支援事務所およびジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関（国連－ウィメン）、そして事務総長青少年特使、並びに国際連合ファミリーのその他の多くのメンバーは、暴力的な過激主義を防止することに関連した問題について活動してきている。私たちは、私たちの活動に磨きをかけそれをより効果的にするため、既に学んだ教訓に基づくことが必要である。

9. 私たちは、若者や権利を奪われたと感じているその他の人々の理想主義、創造性およびエネルギーを利用できない限り、成功しないだろう。今日の増えている数の諸国の人口の大多数を構成している若者は、資産として見られなければならない。私たちは彼らに対し、彼らの憧れと可能性を実現するための正真正銘の機会と共に彼らの未来の姿を提案しなければならない。

10. この行動計画を策定することにおいて、私は、加盟国と地域機関の見解を仔細に聞いてきた。私たちはまた、内外の専門家、学者および熟練家と協議した。私は、暴力的な過激主義に対処する独創的なまた革新的な行動の必要性を強調してきた多数国間イニシアティブを歓迎する。

11. 国際連合の創設者たちは、私たちが共有した原則、目的および価値の力を信じた。加盟国は、私たちの共通の約束に背くことなしに、新しい現実に対して自らの行動を適合させることを義務づけられている。私たちが、この共通の約束が重要でないと考えた瞬間、自らの目標を達成するため共通の約束を軽視する国を助ける。この行動計画で、私は、暴力的な過激主義を効果的に防止するため私たちの比較優位を最も良く利用できる方法について世界的な討論を鼓舞する意図である。

## II. 暴力的な過激主義の影響

12. 暴力的な過激主義は、平和と安全を維持すること、持続可能な開発を促進すること、人権を保護すること、法の支配を促進することそして人道的な行動をとることに向けた私たちの集団的な取組を損なっている。

### A. 平和および安全

13. 暴力的な過激主義者集団は、世界の多くの地域に影響している危険と武力紛争の周期にかなり影響している。アル・カーイダおよびその系列組織は、敵意に満ちた宣

伝キャンペーンを通してまた華々しい攻撃を実現することにより、政府が政策を変えることを、政府に脅すことを求めてきている。暴力的過激主義とテロリスト集団、特に ISIL の最新の繰り返しは、更に課題を変化させてきている。すなわち、シリア・アラブ共和国における既存の武力紛争およびイラクとリビアにおける不安定から利益を得つつ、そのメンバーは、その領域の大部分を乗っ取りそして彼らの規則に従ってそれを「統治する」ため、管理してきている。彼らは、機動性があり、十分に武装し、現代テクノロジーに精通しそして十分に組織されている。歴史は、不安定な治安状況と紛争が、戦争に「代わるもの」により更に悪化させられることになる傾向があることを示してきている。地域のまた国際的な関係者は、平和を回復している争いにある諸国を支援することに主要な責任を負っている。私はそれ故、シリア・アラブ共和国における危機の包括的な解決を促進するため安全保障理事会と協力して活動しつつ、シリア国際支援グループの文脈において講じられた最近の建設的な活動を歓迎する。

14. 既存の国家に取って代わり確立された境界を消すことを求める、ISIL とボコ・ハラムは、国家の権限を損ない最も直接に関係している領域だけでなく、周辺の地域を不安定にさせている。マリにおいて、テロリストは、基本的な国家構造の破壊に接近した。そのことで、同国および同地域全体の安定に影響している。イスラーム・マグリブのアル・カーイダおよびその他の集団は、近隣諸国への影響の流失を伴ってマリ北部でその活動を続けている。彼らは、国際連合マリ多元統合安定化ミッションの存在と活動を危険に晒している。最近の報告書（S/2015/366）で私が指摘したように、テロリスト集団はまた、越境組織犯罪から利益を得ている。幾つかの暴力的過激集団は、彼らの財政的資源を増やすために越境組織犯罪との関係を開発してきた。彼らは、人身取引や奴隷貿易、古器物の取引、および石油の違法な販売からかなりの収入を生み出している。これらの集団の多くはまた、身代金のための誘拐に関与している。

15. この脅威に対応することにおいて、私たちは、暴力的な過激主義が、国家を刺激して過剰反応することを目的とし、そしてそれから彼ら自身の宣伝目的のために準備が不十分な政府の王道を利用することを認識することが決定的に重要である。2011 年の 77 名の殺害において、ノルウェーの大量殺人者アンネシュ・ブレイヴィークは、地域社会を分断することと過剰反応を利用することによりノルウェーの寛容社会を不安定にさせることを明らかに目的としていた。加盟国が、人権文書を含む、国際法に沿って遂行してきた義務は、そのような攻撃に対応する範囲内で妥当な枠組を提供している。

## B. 持続可能な開発

16. 広範な暴力に打ち勝つために苦しんでいる諸国は、過去 15 年以上開発目標を具体化してきたミレニアム開発目標の到達において不十分だった。暴力的な過激主義は、危険の認識を更に悪化させそして持続可能な経済成長を犠牲にする社会不安の何度もの発生を導くことができる。次の 15 年間の私たちの活動を指導する持続可能な開発目

標を確立することにおいて、加盟国は、暴力的な過激主義が、最近の数十年において為された開発の進展の多くを逆転させそうであると警告した。不満等、貧困および貧しい統治のような開発課題を探求することにより、暴力的な過激主義が、これらの不満の種を更に悪化させそしてそれによってとりわけ疎外された集団に影響する下降の悪循環を創造する。そのうえ、教育、とりわけ彼らのイデオロギーの拡散に対する脅威を考えると、テロリストは、彼ら自身およびその家族のためのより良い生活並びにより良い社会に対する進路としての近代教育の彼らの追求のために、若者、とりわけ女兒を標的としてきた。2014年4月の、ナイジェリアのチボクにおけるボコ・ハラムによる女兒の誘拐、2015年4月の、ケニアのガリッサにおけるアル・シャバーブによる学生の殺害、そして2014年12月の、パキスタンのペシャワールの軍の学校に対するパキスタン・タリバーン運動の攻撃は、暴力的な過激主義の最も酷い最近の実例のまさに幾つかである。

17. 暴力的な過激主義者はまた、加盟国が貧困を根絶し、そして社会的不平等と排斥を削減するのを助けることを試みている、国際連合開発機関および国際連合国別現地チームを含む、開発関係者の日々の作業を崩壊させている。結果として、国際連合の現場要員および平和維持要員が、標的とされてきている。

## C. 人権および法の支配

18. 暴力的な過激主義者は、生存権および人々の自由であり安全である権利から、表現、結社並びに思想、良心および信教の自由に及んでいる、人権の享受に対して直接の脅威を与えている。

19. ISIL やその系列組織のようなテロリストや暴力的な過激主義者集団が、ジェノサイド、人道に対する罪および戦争犯罪を含む、国際法の重大な違反を犯してきたかもしれないことを示している信頼に足る情報がある。これらの集団はまた、奴隷にすること、強制結婚および教育と公的生活における参加に対するその権利の侵害を通したものを含む、女性と女兒の権利を侵害している。ISIL およびその他のテロリスト並びに暴力的な過激主義者集団が現在活動している地区において、宗教的コミュニティ、および女性、子ども、政治活動家、ジャーナリスト、人権擁護者並びにレスビアン、ゲイ、両性愛者、トランス・ジェンダーおよびインターセックスのコミュニティのメンバーは、組織的に、標的にされ、拉致され、追い出されそして殺されてきている。拷問および性とジェンダーに基づく暴力はまた、伝えられるところによれば、広がっている。偉大な歴史的、宗教的および文化的重要性の品目および場所は、国際人道法の下での文化的遺産に対して与えられる保護に違反して理由なく破壊されてきている。

20. 紛争地区において説明責任がないことは、これらの極悪な犯罪における

増加の一因となっている。刑事責任の免除および不公平は、政治的移行を含む、紛争の仲介および解決努力を損ないつつ、危険とどうすることもできない状態の環境を創り出している。私たちは、国際法の下での犯罪を含む、違反と犯罪を行っている全ての者に対する刑事責任の免除を終わらせることが必要である。同時に、私たちは、暴力的な過激主義に対処する加盟国の取組が、法の支配を敬ってまた国際人権法並びに、適用可能な場合には、国際人道法の下での自らの義務に従っていることを確保することにおいて用心深くなければならない。特定の権利は、国家の命が脅かされている公的な非常事態の時であっても、効力を停止できない。

## D. 人道的行動

21. 2014 年末に、世界は、強制的に移送された人々の数が記録上最高だった状況に直面していた。暴力的な過激主義が、その状況に対しかなり原因となる要因だった。それは、憂慮すべき避難民の量だけでなく、丁度 3 年間で 4,250 万人から 5,950 万人へと 40 パーセント増加した、数の急速な増加である。国内避難民および難民、特に子どもは、暴力的な過激主義者集団によるものを含む、強制的な勧誘の危険性が高まっている。

22. 暴力的な過激主義者集団は、彼らにより支配されている地区への人道関係者のアクセスを制限することにより、または救援供給品を押収することにより必要としている住人に対する食糧および極めて重要な医療援助を含む、国際的な人道援助の提供を積極的に邪魔している。武力紛争の状況において、暴力的な過激主義者は、国際人道法に正式に記され、紛争地区における人道関係者に与えられている、伝統的な保護を日常的に無視している。結果として、多くの人道職員は、自らが標的となってきた。すなわち、2014 年に、329 名の援助職員が殺害され、負傷させられまたは誘拐された。暴力的な過激主義者集団は、これらの卑劣な戦術を使っている唯一の関係者ではないとは言え、その大きくなっている影響は、人道組織が直面している骨の折れる活動環境にかなり寄与する要因である。

## III. 暴力的過激主義の状況と推進者

23. 過去 15 年間に於いて、調査が、暴力的な過激主義集団を駆り立てるものに関して行われてきた。しかしながら、個々の過激化に向けた道筋に関する権威のある統計資料はない。幾つかの見分けがつく傾向と様式があるとは言え、調査員の中に存在する僅かなコンセンサスの分野だけがある。主に面談に基づく、質的な調査は、駆り立てるものの二つの主要なカテゴリーが、はっきりと区別されることができるとを示唆している。すなわち、「プッシュ要因」すなわちそれが生じる暴力的過激主義および構造的状況に資する条

件、そして「プル要因」すなわち考えや不満の種を暴力的過激主義者の活動に変形することにおいて主要な役割を果たす、個々の動機や過程である。質的および量的両方の、さらなる調査が、この徐々に発展している現象について要求されている。

## A. 暴力的過激主義に資する条件および構造的状況

24. 利用可能な質的な証拠は、一定の周期的に起こる駆り立てるものの存在を指摘した。それは、多種多様な諸国や地域の中でありふれておりまた過激化や暴力的な過激主義を、時々単独でまた時々は他の要因と結びついて、導き出す。

### 社会経済的機会がないこと

25. 成長の高いまた持続可能なレベルを引き起こすこと、自国の若者のために働きがいのある人間らしい仕事を創造すること、貧困および失業を削減すること、平等を改善すること、腐敗を規制することそして自国の人権義務に従って異なる共同体の中での関係を上手く扱うことに失敗した諸国は、暴力的な過激主義により陥りやすくまた暴力的な過激主義と結びついた非常に多くの出来事を目撃する傾向にある。市民たちは、暴力的な過激主義が生じた場合それに対応することにおいて国家機関の効果が弱いことで、政府の適法性がないことの実証としての開発の成果が弱いと考えるかもしれない。代替的な雇用機会が無いことは、暴力的な過激主義者集団を代替的な収入源とすることができる。

### 周縁化および差別

26. どの国も完全に同質的なものではない。国の中のまた国自身の多様性は、暴力的な過激主義に対する脆弱性を導き出すかあるいは増すことはない。しかしながら、国が、資源不足のような不安感を経験する場合、そしてその人口統計学の重みが何であろうと、一つの集団が、他の集団を犠牲にして政治的および経済的部門で独占的に行動する場合、公的サービスや雇用機会に対する制限されたアクセスそして地域的開発並びに信教の自由に対する障害を通して表明されたように、共同体間の緊張の可能性、ジェンダーの不平等、周縁化、疎外および差別が増加する。このことは、今度は、彼らの目標を先に進めることを発揮する手段として、暴力的過激主義を利用することを、権利を奪われたと感じている者に扇動するかもしれない。

### 貧弱な統治、人権および法の支配の侵害



27. 暴力的な過激主義は、貧弱な統治、民主主義の欠如、腐敗および国家並びにその代理人が従事した不法な行動に対する刑事責任の免除の文化により性格付けられた環境において、栄える傾向にある。貧弱な統治が、抑圧的な政策や人権と法の支配を侵害する実行と結びついた場合、暴力的な過激主義の魅力の効果は、高められる傾向にある。国家の安全の名において行われた国際人権法の違反は、個人を疎外することや主要な支持層を不和にすることにより、従って、共同体の支援と暴力的な過激主義の行動において同情と共犯を生み出すことで、暴力的な過激主義を助長することができる。暴力的な過激主義はまた、国家に対する彼らの戦いに国家の抑圧や不満の種を利用することを積極的に求めている。従って、住民に抑圧的なまた高圧的な治安対応、生活を乱すような調査技術の採用および宣言された緊急事態の延長を示している政府は、暴力的な過激主義者をより多く生み出す傾向がある。国家によるそのような行動に加担する国際的なパートナーは、より幅広い国際的なシステムの合法性における公的信頼をさらに墮落させる。

28. 種族、民族、ジェンダー、人種、宗教、言語およびその他の集団に対する差別により悪化させられた経済的、社会的および文化的権利の実現に向けた、国際的義務に従った、適切な取組の無いこと並びに民主的場の不在または制限は、暴力的な過激主義者による搾取のための機会を提供できる。これらの権利を護持するために自らの国際義務を適切に遂行していない国家機関は、不満の種を刺激しまた自らの有効性だけでなく社会的規範と社会的一体性を損なうことができる。

29. さらに、より一層の注意が、テロ関連犯罪で有罪とされた者並びに外国人テロ戦闘員の帰還のための、ジェンダーと人権の不満の、効率的な再統合戦略および計画を案出することに対して、払われることが必要である。

### 長期にわたるまた未解決の紛争

30. 長期にわたるまた未解決の紛争は、紛争それ自身に由来する苦しみや統治の欠如の理由だけでなくそのような紛争が支持を集めまた領域と資源を押収しそして住民を支配するため深く根ざした不満の種を利用することを暴力的な過激主義者集団に許すことで、暴力的な過激主義に肥沃な土地を提供する傾向がある。緊急措置が、長引く紛争を解決するために取られなければならない。これらの紛争を解決することは、暴力的な過激主義者集団の油断のならない話の影響を損なうことになる。防止策が失敗した場合、永続する平和を確保することと暴力的な過激主義に対処することに向けた私たちの最善の戦略は、包括的な政治的解決策と説明責任を必要とする。

### 刑務所における過激化

31. 調査は、拘禁施設における苛酷な取扱が、暴力的な過激主義者集団やテロ組織に加わった数多くの個人の勧誘において当惑させるように力強い役割を果たすことができることを示している。幾つかの要因は、集団に加わることにより、非人間的な刑務所の条件および被収容者の非人間的な取扱、墮落した職員や警備員、ギャングの活動、薬物使用、安全および適切な施設の不足並びに定員超過を含む、保護を求めることを受刑者に駆り立てるものとして特定されてきている。予防手段は、独房監禁に関する国際的な基準と規範を尊重することを含む、自らの自由を奪われた人に対して国際法の下で与えられた保護を護持すると同時に、他の受刑者に対する過激主義者のイデオロギーの拡散を防止するため、導入されることが必要である。

## B. 過激化の過程

32. 暴力的な過激主義に資する条件は、住民全体に影響するけれども、ごく少ない数の個人が実際に急進的になりまた暴力に頼っていく。複合的な個々の動機と人的な力の両方が、これらの条件を利用することと考えや不満の種を暴力的な行動に変形することにおいて主要な役割を果たしている。

### 個人の背景と動機

33. 暴力的な過激主義者のイデオロギーの話に共鳴する有害な個人の経験は、個人が暴力的な過激主義を喜んで受け入れる機会を高めることができる。個人の動機は、重大なものから日常的なものまで異なる。調査員は、経験することと同様に多様な出来事を引き起こしていることまたは拷問、治安部隊または外国部隊の手での親類または友達の死、不公正な裁判、財産を失うことそして親の恥を、並びに個人ローンの拒否さえも目撃していることを報告している。

34. 何人かの高学歴の個人が、暴力的な過激主義者集団において重要な役割を果たしてきたとは言え、多くのメンバーは、しばしば中等教育を終えていない、不十分な教育を受けている。多くの者が、初歩の読み書き能力レベルだけでありまたほとんどが、宗教的知識や教育がなく、彼らは教化されやすい。彼らが、暴力的な過激主義者集団に関与する前に、取るに足らない犯罪や違法な活動に従事していたかもしれないということは、十分考えられる。集団のメンバーであることはまた、疎外感、孤立感または没価値状況の重荷に属している感覚またはそれらかの救済を促進している。

### 集団的な不満の種および犠牲者にすること

35. 支配、抑圧、征服された状態または外国の介入について歴史的に受け継いだもの、またはそれらに由来する集団的な不満の種は、犠牲者にすることの話が確立されることを可能にできる。これらの話は、暴力的な過激主義者によりそれから利用されるかもしれない、簡単且つ力強い情緒的な反応を刺激することができる。すなわち、過去の記憶または現在の実際の若しくは認められた抑圧は、抑圧に対する仕返しのための渴望を煽るために支持される。

#### 信念の曲解および誤用、政治イデオロギー並びに種族的および文化的相違

36. 暴力的な過激主義者集団は、彼らの行動を合法化し、領域に対する彼らの要求を確立しそして追隨者を勧誘するため宗教的信念、種族的相違および政治的イデオロギーを皮肉に歪曲しそして利用する。宗教の曲解および誤用は、私たちの人間性を損ないつつ、国家、文化および国民を分断するため利用される。信条および共同体の指導者は、脆弱な追隨者が暴力的なイデオロギーを拒否することを彼らに可能にするため彼らを指導することにおいてまた共同体間の寛容、理解および和解を促進する手段として宗教内部のまた異教徒間の対話や議論のための機会を提供することにおいて、極めて重要である。指導者、政府、国際社会およびメディアは、諸国、信条、国家および国民の中のそして間の衝突と対立を防止するため協働しなければならない。私たちは、この挑発の悪循環とアフガニスタン、イラク、リビア、シリア・アラブ共和国、イエメンおよびその他の諸国で見られるような、紛争、テロリズムおよび暴力的なテロリズムの間の関連を支配している勢力をしばしば煽っている対応を停止させるため共同して活動しなければならない

#### 指導力と社会的ネットワーク

37. 文脈上の要因、個人の経験および集団的な不満の種は、暴力的な過激主義の出現の全ての原因となることができるとは言え、組織の幾つかの形態およびこれらの要素に対する指示を提供する社会的文脈もまたなければならない。このことは、しばしば、カリスマ的な指導者または政治的な起業家の介入を通して、また非公式な家族や社会的なネットワークを通して、確立される。それは、彼らの活動がしばしば、排他的でありまた秘密であるという事実の避けられない結果である、あなたが既にそのメンバーの一人を知っていない限り、暴力的な過激主義者集団に加わることを困難にすることができる。しかしながら、ここ数年、オンラインの手段が、集団のメンバーの地位への追加の、そしてより利用可能な、経路として役立ってきている。

### IV. 行動目標：暴力的な過激主義を防止することに関する勧告

38. 私は、国際連合グローバル・テロ対策戦略の釣り合いのとれた履行を終始一貫して求めてきている。私たちは、暴力的な過激主義に対抗するため私たちの一致した取組を続ける必要があるとは言え、私たちは、私たちの対応を広げ、早期に従事しそして暴力的な過激主義を駆り立てるものに対処しなければならない。私たちは暴力的な過激主義に対抗することを予防的措置で補って完全にすることが必要である。防止を、私たちの包括的な対処方法の不可分の部分とすることは、暴力的な過激主義者集団に加わることを個人に駆り立てる多くの根本的な条件に取り組む私たちを助けることになる。防止の実践がより一般的であると同様に、結果は直ぐには目に見えるようになることはなく、私たちの長期のまた辛抱強い関与を要求することになる。

39. 私は、それ故、暴力的な過激主義のための場を防止し且つ削減することになり、一方では、現行のテロ対策措置を通して直ぐの平和および安全の課題に同時に対処している、と私が信じる以下の勧告の加盟国の審議を提唱する。私の勧告は、国際連合グローバル・テロ対策戦略の包括的なまた釣り合いのとれた履行を促進することを目的とした世界的な、国のそして地域のレベルで講じられることができる行動を特定する。

## A. 政策枠組の設定

### 暴力的な過激主義を防止するための世界的な枠組

40. 暴力的な過激主義を防止することは、国際連合憲章、世界人権宣言<sup>2</sup>およびその他の国際的な人権文書に記された原則と目的の下での責務と義務である。効果的にまた持続的にすること並びに国際法の下での加盟国の義務に従った、全ての法令、政策、戦略および暴力的な過激主義を防止するために採択された実践は、人権と法の支配に対する尊重にしっかりと基づかされなければならない。

41. 総会と安全保障理事会の両方は、暴力的な過激主義が、開発、良い統治、人権および人道的懸念に対処するため法執行、軍事または治安措置を越えた一致した行動を必要とする脅威と高度な知識のレベルに達していることを認識している。法の支配を強化すること、差別的な法令を廃止することそして法および実行における差別、周縁化並びに排除と闘う政策および法を履行することは、暴力的な過激主義により与えられた脅威に対するあらゆる対応の不可欠な構成要素とならなければならない。

42. 過去2年間において、総会は、国際連合グローバル・テロ対策戦略の第

---

<sup>2</sup> 総会決議 217A (III).

四回再検討<sup>3</sup>において、「暴力および暴力的な過激主義に対する世界」と表題のついた、総会決議 68/127 において、そして事務総長および国際連合文明同盟と協力して総会議長により招集され、2015 年 4 月 21 日と 22 日に開催された「寛容および和解の促進：平和的な、包括的な社会を助長することおよび暴力的な過激主義に対抗すること」というテーマの総会のハイレベルのテーマ別討論期間中、並びに総会の第 70 会期における最近の総会の一般討論において、暴力的な過激主義に対する共同行動の必要性を強調してきた。安全保障理事会は、安保理決議 2178 (2014) において、2015 年 4 月 23 日に開催された「暴力的な過激主義に対抗することと平和を促進することにおける若者の役割」というテーマに関する安保理の公開討論の期間中に、そして 2015 年 5 月 29 日の安保理議長による声明 (S/PRST/2015/11) において、暴力的な過激主義に対処しそして外国人テロ戦闘員の流れをくい止めるための措置の必要性を、強調した。

43. 私たちは、世界レベルでのパラメーターを設定できるとは言え、それは最大の影響を有する地方の、国のそして地域的なレベルの行動である。それ故私は、本当の変化を達成するための私たちの共通の責務および政治的意志を、各々の諸国および地域に暴力的な過激主義を防止するために公共政策を案出する新しい方法に移すことを、加盟国に期待する。国際連合憲章、世界人権宣言および国際法の下での、とりわけ国際人権法、難民法および、適用可能な場合には、国際人道法の下での加盟国の義務は、強力な基礎を提供し、そして国際連合グローバル・テロ対策戦略および 2013 年 1 月 31 日から 2 月 1 日までボゴタで開催された、国および地域のテロ対策戦略国際会議で特定されたテロ対策戦略のための指導原則は、国および地域の行動計画のための追加の指針を提供している。国の計画および地域の戦略を確立するためのまたは既存のものを改良するための過程は、現在の行動計画と互いの両方を補って完全にすべきである。国際連合は、テロ対策履行タスク・フォースの 36 組織と「全国際連合」アプローチを通して、そのような政策や計画を策定することにおいて加盟国を支援する用意がある。私はまた、駐在調整官、国際連合国別現地チームと地域の国際連合開発グループチームに、その要請に基づいて、国のまた地域のレベルでのその計画を策定することにおいて、加盟国を支援することを指示するつもりである。

### **暴力的な過激主義を防止するための国の行動計画**

44. 各加盟国は、暴力的な過激主義を現地で駆り立てるものに対処するための国の優先事項を設定しそして既に存在する場合には国のテロ対策戦略を補完して完全なものにする暴力的な過激主義を防止するための国の行動計

---

<sup>3</sup> 総会決議 68/276 を参照。

画の策定を考慮すべきである。国の主体的取組の原則に基づいてまた国際法に従って、加盟国が、そのような計画を確立することにおいて以下の要素を考慮することを勧める。

(a) 国の計画は、暴力的な過激主義に対抗する措置と防止する措置を含めるため、法執行、社会サービス提供者および教育、若者並びに宗教問題の閣僚のような広範囲に及ぶ政府関係者、および若者、家族、女性、宗教的、文化的並びに教育的指導者、市民社会組織、メディアそして民間部門を含む、非政府関係者からの入力情報を得て、学際的なやり方で、策定されるべきである。

(b) 国の計画は、法の下での平等原則と政府と市民の関係における法による平等な保護を促進すること、また全てのレベルでの効果的な、説明責任のあるそして透明な制度を策定すること、並びにすぐに反応する、包括的な、個人参加方式のそして代表的な意志決定を確保することにより、暴力的な過激主義に対する社会的な契約を強化すべきである。

(c) 国の計画は、安全保障理事会決議 2178 (2014) において要請されたように外国人テロ戦闘員の問題に対処すべきである。同決議において、安保理は、国家が、自らの法制度が、テロリズムまたは関連する訓練のための渡航を起訴することを規定することを確保すべきこと、そして国家がまた、そのような活動の資金調達または促進に対処しそしてこの渡航が、テロ行為に参加する目的のために行われることを信じる合理的な理由を提供している信頼に足る情報があるあらゆる個人について、国際的に認められたデータベースの利用を通じたものを含んで、自らの領域への入国または通っての通過を防止すべきことを決定した。テロ対策に関する決議 1373 (2001) に従って設立された安全保障理事会委員会の、2015年7月28日にマドリッドで開催された特別会合で合意された外国人テロ戦闘員の流れを阻止することに関する指導原則は、これに関連して役に立つかもしれない。

(d) 国の計画は、安全保障理事会決議 2199 (2015) の下での加盟国の義務に従って、暴力的な過激主義者やテロリスト集団が、石油や遺物の貿易、人質拘束、および寄付を受け取ることを防止しなければならない。

(e) 暴力的な過激主義を駆り立てるものの多くに対処する一つの措置は、持続可能な開発目標、特に、あらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符を打つ (目標 1)、すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (目標 4)、すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する (目標 8)、国内および国家間の不平等を是正する (目標

10)、都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする（目標 11）、そして持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する（目標 16）に、国の開発政策を合わせることになる。

(f) 国の計画は、政府と非政府組織による実施のために資金を費やしそして適当な場合には官民連携を促進すべきである。

(g) これらの計画のための効果的な監視および評価制度は、政策が望んだ効果を得ることを確保するために不可欠である。

### **暴力的な過激主義を防止するための地域行動計画**

45. 暴力的な過激主義は、国境を尊重しないので、国および世界的な行動は、強化された地域的協力により補完されなければならない。幾つかの準地域と地域は、包括的なテロ対策戦略を既に採用してきている。加盟国は、これらの戦略を補完するためまたは暴力的な過激主義を防止するため、自らの国の計画を補完することと補強することを目的に、地域的なまたは準地域的な機構および国際連合により促進された、新しい地域的なまたは準地域的な行動計画を採用するため団結しなければならない。この目的のために、加盟国は以下のことをすべきである。

(a) フォーカル・ポイントの地域的連絡一覧表を創造することと維持すること、小型武器および重火器の取引を監視することそして政府間のコミュニケーションと協力を促進することによるものを含んで、準地域的および地域的機構を強化する。暴力的な過激主義者の活動に関する情報交換のための早期警戒センターを設立することは、この相互作用をより予測可能にすることができまた従って付加価値のあるものになる。

(b) 準地域的および地域的機構が、それぞれの準地域または地域の加盟国に対し暴力的過激主義を防止するための能力構築における技術援助を提供しそして例えば国境管理に関して、効果的な協力を支援することを可能にする。

### **資源を動員すること**

46. 私たちの公約を永続的な変化に変えるために、私たちは、既存の基金をより効率的に使用しそして暴力的な過激主義の政治的、社会的および経済的に駆り立てるものの相互依存に基づく、私たちの資源の割り当てにおける共

同作用を創造することができる、方法を考慮する必要がある。そのうえ、平和および安全保障部門の範囲内で、伝統的に開発努力の部分と理解されている、多くの予防的措置が、これらの駆り立てるものに対処するのに助けとなるという理解が増大している。新しく採択された持続可能な開発目標は、暴力を防止することおよび平和的かつ包摂的な社会を促進することに関連した目標と具体的目標を明白に含んでいる。

47. 防止に投資することは、結果を和らげることに資源を割り当てることよりもはるかに費用効率が高い。私は、それ故、以下のことを考慮することを勧告する。

(a) テロリズムと暴力的な過激主義に対抗すること専門の資金が、暴力的な過激主義を駆り立てるものに対処することも可能にするため、その中心を調整すること、そしてそのことで利用可能な資源をより効果的に究極的に使用すること。

(b) 部門間のその他の資金調達源を特定することそして政府および地域的並びに国際的な制度が暴力的な過激主義を防止することに対し敏感である計画を拡大するために既存の基金を適合させる方法を評価すること。

## B. 措置を講じること

48. 国の行動計画および地域の戦略を策定することにおいて、加盟国は、以下に示す要素に対処することを考慮すべきである。

### 対話および紛争防止

49. 「国際連合および紛争予防：集団的な再公約」と表題のついた安全保障理事会宛ての私の報告書(S/2015/730)において、私は、暴力的な過激主義のリスクが、紛争の高められたリスクを導き出している同じ条件においてしばしば増していることを指摘した。紛争が既に存在する場合、私たちは、持続的な未解決の紛争は、暴力的な過激主義の主要な駆り立てるものとなることが証明されているので、反目し合っている当事者の間の対話を促進しまた維持するための私たちの努力を倍加しなければならない。私たちは、紛争を防止するために既に策定された手段の幾つかを使うことからこれらの状況から利益を得るかもしれないとは言え、私たちは、暴力的な過激主義の防止に関するタスク・フォースの作業部会およびテロリズムの拡散に資する条件に関するタスク・フォースの作業部会並びに地域の若者関与および技能開発計画のようなテロ対策履行タスク・フォースや国際連合テロ対策センターを通して、暴力的な過激主義の防止のための具体的な活動を策定することをま



た始めてきている。私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 軍事的行動が、暴力的な過激主義者集団の拡大に対抗するため必要になる状況において、あらゆるそのような対応が、国際法、とりわけ国際連合憲章、国際人権法、国際難民法および国際人道法を完全に遵守することを確実にする。

(b) 対立政党や地域の関係者と早くから関与しそして解決を仲介するために必要とする影響力を地域のまた国際連合の外交団に与えるために、国際的なコンセンサスを案出することを追求する。

(c) 個人に対し、教育のまた経済的な機会を個人に提供することに力点を置いている計画を策定することにより、暴力的な過激主義者集団を去ることを奨励する。これらの犯罪者に対する援助を拡大することに由来する不公正の認識が起こるのを防ぐために、そのような計画は、より幅広い一般住民の必要性に対処している活動から得るべきではない。

(d) 紛争を解決し持続可能な平和を達成するため、仲介、仲裁および修復的司法のような、代替的な紛争解決手続を取り入れる機会を探究する。

(e) それを通して共同体間の寛容、理解を促進するため 宗教内部のまた異教徒間の対話や議論のためのプラットフォームを提供するため宗教指導者に関与し、そしてその神学に固有の平和的で人道主義的な価値を強調することにより暴力主義についての彼らの拒絶を言い表す。宗教指導者はまた、そのような理解を求める自らに対する責任を有している。寛容は、消極的ではない。それは、特に意見の相違が存在する場合、相互理解の基礎に基づいて働きかけそして尊重するため積極的な選択を要求する。

(f) 社会的多元性と寛容の象徴である写本、用具および場所を破壊する暴力的過激主義者の試みに対して、文化遺産と宗教の多様性を保存する

(g) 若者の関与、ジェンダー平等、周縁化された集団の包摂、地方自治体の役割、そしてソーシャル・メディアやその他の事実上のプラットフォームを通じた積極的なアウトリーチを含みつつ、様々な関係者を得た、暴力的な過激主義を防止することに関する地域のそして国の対話を招集する。

#### **良い統治、人権および法の支配を強化すること**

50. 政府が、国際人権規範と基準を喜んで受け入れ、良い統治を促進し、法の支配を護持しそして腐敗を根絶する時、政府は、市民社会のために可能な環境を創り出しま

た暴力的な過激主義のアピールを減少させる。人権にしっかりと基づいている政策と活動は、暴力的な過激主義に脆弱な個人または共同体の包摂を確保することに対し不可欠である。私たちは、現実のまたはみなされた周縁化や排除を防止するため政府機関と共同体との間の信頼を強化する方法を見つけ出すことが必要である。私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 全ての国内法令、政策、戦略および実行が、人権と法の支配に対する点にしっかりと基づいているかどうか、また遵守を確保するために立案された国内手続を導入しているかどうかを確認するため、暴力的な過激主義を防止することと対応することを目的とした全ての国内法令、政策、戦略および実行を再検討する。このことはまた、法の支配を強化する措置を講じること、差別的な法令を無効にすることそして差別と排除と闘う政策と法律を履行することを伴うかもしれない。

(b) 全ての者に司法へのアクセスを提供しそして持続可能な開発のための 2030 アジェンダに沿って、全てのレベルでの公正な、効果的な、説明責任のあるそして包摂的な機関を強化する。

(c) 差別のない基本的なサービスの提供を促進し、サービスの提供に対する説明責任を確保し、また遠隔地域に対する国のサービスを拡大し並びに起業家が繁盛できそして社会がより平和に、公正にそして包摂的になることができる環境を創造する。

(d) 治安部隊、法執行機関および司法機関のプロ根性を強化し、並びに国際人権法および法の支配と一致して、そのような機関の効果的な監視と説明責任を確実にする。このことは、治安部隊、法執行機関および憎悪に対する扇動の禁止そしてさらに広く見れば、暴力的な過激主義とテロリズムに対抗するために講じられた措置の文脈の範囲内の人権の尊重に関する司法行政に関与する全ての者に対する専門の人権教育の提供を伴うかもしれない。

(e) 適法手続の保証を遵守している刑事手続を通して、戦争犯罪や人道に対する罪のような国際法の下での犯罪に相当するものを含む、国際人権法と国際人道法の甚だしい違反に対する説明責任を確保する。説明責任手続は、その任務を遂行するため関連するジェンダーの専門知識を有すべきである。国内の手続が、そのような犯罪に対処できないかまたは対処したがない事例においては、国際社会は、適当と認められる場合に、国際刑事裁判所へのまたはアド・ホック法廷への安全保障理事会によるそのような状況の付託を通したものを含んで、説明責任努力を支援すべきである。

(f) 被収容者、要員および施設の安全を確保するため国の法的枠組と更正のための制度を改革しそして人権と法の支配に基づく刑務所における過激化を防止し対抗するための手続を確立する。

(g) ジェンダーに敏感なまた子どもの社会への再統合を促進する子どものための計画を含む、暴力的な過激主義に関与していた人のための解放、社会復帰およびカウンセリング計画を導入する。これらの計画は、移動の自由、表現とプライバシーの自由、ジェンダーの平等に対する権利並びに無差別の原則を含む、国際的な人権規範および基準を完全に遵守しなければならない。

(h) 暴力的な過激主義に資する条件を排除するのに役立つ人権に基づく活動を通じたものを含んで、経済的、社会的および文化的権利の享受を促進する。そのような計画は、一つの集団が、その人口統計上の重みが何でも、その他の集団を犠牲にして政治的および経済的部門において独占的にふるまう場合、特に役立つことができる。

(i) 扇動および暴力的な過激主義に対する包括的なアプローチを促進しつつ、安全保障理事会決議 1624 (2005)、並びに国内人権機関、市民社会、政党およびメディアのような全ての関連機関を伴いつつ、差別、敵対行為または暴力に対する扇動を構成する民族的、人種的または宗教的憎悪の唱道の禁止に関するラバト行動計画 (A/HRC/22/17/Add.4、付属書類) を履行する。

(j) 安全保障理事会決議 1624 (2005) で強調されたように、テロリストおよびその支援者による教育、文化並びに宗教機関の活動の破壊を防止する。すなわち、公式および非公式の教育機関のカリキュラム、そして教科書や指導方法において特に示されたように、宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容と差別に対して適切な措置を講じる。

(k) 表現の自由に関するあらゆる制限が、明確にまた狭く定義されそして適法、均衡および必要性の三つの部分のテストを満たすことを確保する。

## 共同体と関与すること

51. 彼らの生き残りのために、暴力的な過激主義者は、同調者のより広範な輪の暗黙の支援を求めている。暴力的な過激主義者が、この支援を奪われることができるならば、害を引き起こした正義を逃れる彼らの能力は、大きく減らされることになる。政府の疑惑の長い歴史により記された共同体との関与が、課題を与えることができるとは言え、見込のある数多くの共同体の関与戦略がある。私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 暴力的な過激主義の出現を防止し、暴力的過激主義の勧誘と脅威から共同体を保護し、そして対話と不満の種の早期の識別のための適切なプラットフォームを提供することにより共同体レベルでの信頼醸成措置を支援するために、市民社会と地域の共同体とのものを含んで、共同および参加型の戦略を策定する。

(b) 共同体とのパートナーシップで地方の問題を解決することを求めまた共同体のメンバーを危険にさらすことを避けるために、人権にしっかりと基づく共同体志向の政策モデルと計画を採用する。このことは、市民意識と警戒を増し共同体に関する警察の理解と知識を改善するだろう。このように先を見越して行動しまた早期の段階で不満の種と極めて重要な問題を特定するその能力を高めている。

(c) 攻撃を受けやすい個人または暴力的な過激主義に関連した犯罪行為で有罪と宣告されたかまたは容疑がかかっている者に焦点を絞りつつ、指導者と指導を受ける者との一対一の関係に基づく、地方のまた家族に基づく指導計画を策定する。

(d) 性的およびジェンダーに基づく犯罪の被害者を含む、暴力的な過激主義者の被害者に対して避難する所を与える、共同体での医学的、心理社会的および法的なサービス支援を提供する。

(e) 市民団体と職能団体、組合および商工会議所に対し、包括的な対話と合意している政策を通して、一緒に課題に対処するため、周縁化された集団に対して自らのネットワークを通して、働きかけることを奨励する。

(f) 自らのそれぞれの共同体における活動を改善しまた文明間および異教徒間の対話を促進できるように、良い慣行と経験を共有することを可能にするため、市民社会、若者、女性組織および宗教的指導者のための地域的なまた世界的なネットワークの確立を支援する。

(g) 市民社会と共同体とのパートナーシップにおいて、現行の人権侵害を含む、暴力的な過激主義を駆り立てるものに対処する談話を促進する。法的義務と信用性の両方の問題として、あらゆる既存の人権侵害に対処する。

## 若者の能力を向上させること

52. 私たちは、特別な注意を若者に払わなければならない。世界の 18 億人の若い女性と男性は、暴力的な過激主義を防止するのに努力している私たちの非常に貴重なパートナーである。私たちは、彼らが、平和、社会的多元性および相互尊重の原因を上げる時、若者を支援するより良い手段を特定しなければならない。近代的な通信技術の急速な進歩は、今日の若者が前例のない種類の世界的な共同体を形作っていることをまた意味している。この相互接続性は、既に暴力的な過激主義者により利用されている。私たちは、仲間に対する相互尊重と平和の価値を既に促進している若い人々の声を拡大することを助けることにより、この空間を取り戻すことが必要である。私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 青年、平和および安全に関する 2015 年アンマン宣言において提示されたよ

うに、国の、地域のそして世界的なレベルでの意味ある関与制度に優先順位を付けることにより、暴力的な過激主義を防止することを目的とした活動への、若い女性と若い男性の参加を支援しまた高め、そして暴力的な過激主義を防止することへの若い女性と男性の参加のための物理的に、社会的にまた情緒的に安全且つ助けとなる環境を提供する。

(b) 大勢を占めている政治的対話に参加するためのプラットフォームを若い女性と男性に与える青年会議や同様の制度を設立することによるものを含んで、地方のまた国のレベルでの意志決定過程に若い女性と男性を組み入れる。

(c) 意志決定者と若い女性と男性との間の信頼を、特に世代間の対話と若者と大人の信頼醸成活動や教育を通して、促進する。

(d) 平和構築における若者の参加に関する指導原則に提示されたような、暴力的な過激主義を防止するための取組において、過小評価された集団からの者のような、連絡しにくい若い女性と男性に関与する。

(e) 若い女性と男性のための国内の指導計画を制定し、自らが選んだ分野での個人の成長のための場を創造し、彼らが建設的な変化のための指導者や関係者になることを可能にできる共同体のサービスのための機会を提案する。

(f) 暴力的な過激主義に対処する全ての専用の基金の一部は、若い人々の具体的な必要性に対処するかまたはエンパワーする事業に充当されることを確保しそして国際的な金融機関、財団およびその他のドナーに対し、女性や若者の社会的起業家が暴力的な過激主義に対する共同体のレジリエンスを強化することに関する自らの考えを策定することを可能にするため、女性や若者の社会的起業家に対し小規模な助成金制度を提供することを奨励する。

## ジェンダー平等および女性をエンパワーすること

53. 女性のエンパワーメントは、持続可能な平和にとって決定的な力である。女性が、暴力的な過激主義者組織において積極的な役割を時々果たすとは言え、それはまた、ジェンダー平等指数がより高い社会が、暴力的な過激主義に対して傷つきにくいことはまた偶然ではない。私たちは、それ故、私たちが政府の、治安部門のそして市民社会の機関におけるものを含んで、社会を通して女性の参加、指導力およびエンパワーメントをより良く促進できる方法を自ら尋ねなければならない。安全保障理事会決議 2242 (2015) に沿って、私たちは、女性の保護とエンパワーメントは、テロリズムおよび暴力的な過激主義に対抗するために案出された戦略の中心的な考慮すべき事柄であることを、確保しなければならない。テロリズムおよび暴力的な過激主義に対抗するための努力が、女性の権利について不利に影響しないことを確保する必要もある。

私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 暴力的な過激主義を防止するため努力を通してジェンダーの見方を主流化する。

(b) 対象を特定したまた証拠に基づいた政策とプログラムされている対応を策定するため、女性が暴力的な過激主義者集団に加わることをもたらし駆り立てるものを特定すること、また女性の生活に関するテロ対策戦略の影響に関するものを含んで、暴力的な過激主義における女性の役割に関するジェンダーに敏感な調査および資料収集に投資する。

(c) テロ対策防止および対応枠組の一部としてを含む、国内の法執行および治安機関に、女性および過小評価された集団を含める。

(d) 暴力的な過激主義に関連した予防および対応努力に従事するため女性と女性の市民社会集団の能力を構築する。

(e) 暴力的な過激主義に対処する全ての専用の基金の一部は、女性と平和および安全に関する安全保障理事会への事務総長の最近の報告書 (S/2015/716) において勧告されたように、女性の具体的な必要性に対処するかまたは女性をエンパワーする事業に充当されることを確保する。

## 教育、技能開発および雇用促進

54. 貧困および社会的周縁化に対する苦難の一部として、私たちは、どの子どももみな、教育に対する権利の下で明記されたように、生活のために彼または彼女に授ける平等な教育を受けることを確実にする必要がある。教育は、人権の尊重と多様性を教えること、批判的思考を促進すること、メディアおよびデジタル・リテラシーを促進すること、並びに平和共存と寛容に貢献できる行動に関するまた社会情緒的な技能を策定することを含めるべきである。仕事場に入ろうとしている若い女性と男性は、継続した学習と職業上の資源に対するアクセスを得ること、そしてその起業家能力を生み出すことの両方で、私たちの支援が必要である。私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 多様な社会的および文化的環境を考慮しつつ、全ての子どもが、包括的で、質の高い教育に対する利用権を持つことを確保するため、教育、とりわけ3歳から8歳の早期の児童教育に、投資する。

(b) 「グローバル・シティズンシップ」、ソフト・スキル、批判的思

考およびデジタル・リテラシーを促進する教育計画を履行し、そして公民教育を学校のカリキュラム、教科書および教材に取り入れる手段を探究する。この目標を支援するため教師や教育者の能力を構築する。

(c) オンラインおよびモバイル技術を利用することにより、技術的および職業上の教育を含む、第三次教育、並びに避難民を含む、脆弱な全ての人々に対する指導を通して包括的な初等教育を提供する。

(d) 農村部と都市部の両方において、社会的および経済的機会を創造するため地方当局と共同する。関連する教育機会を通して地方の労働需要を満たすために必要とされる技能を人々に持たせることに投資する。

(e) 若者の十分な経済的可能性を解放するため、起業家文化を促進することと企業家精神を提案すること、求職やジョブ・マッチングを促進すること、零細企業や小企業の開発を促進するための規則を規定すること、資金調達やマイクロクレジットに対するアクセスを容易にすることそしてマーケティングや配分のような様々な支援サービスを増加することにより、追加の進路を若い人々に提供する。

(f) 民間部門およびその他の市民社会関係者に対し、紛争後の和解と復興努力、特に仕事の創造、支援および教育機会に寄与することを招請する。

## 戦略的コミュニケーション、インターネットおよびソーシャル・メディア

55. ソーシャル・メディアについて暴力的な過激主義者が巧みに扱うメッセージは、人々、特に若い女性と男性を彼らの兵士に誘惑することにおいて、かなりの成功を達成してきている。暴力的な過激主義者が、新旧のメディアツールを使うことにおいて高度な知識を示してきているとは言え、彼らのメッセージを拒否する私たちが、自らの想像を捕らえ確実な変化の期待を申し出ている将来のビジョンに幻滅を感じさせられまた権利を奪われた者と意志疎通することによりかなり失敗してきていることは、等しく真実である。数千の若い活動家や芸術家は、音楽、芸術、映画、コミックおよびユーモアを通して暴力的な過激主義オンラインに対して反抗しておりまた彼らは、私たちの支援を受け取るのにふさわしい。私は、それ故、加盟国が以下のことを行うことを勧告する。

(a) 暴力的な過激主義と関係を有する話に挑戦するため、ソーシャル・メディアの会社および民間部門と密接に協力して、地方の状況に合わせられた、ジェンダーに敏感なそして国際人権基準に基づいた、国のコミュニケーション戦略を策定しまた実施する。

(b) 暴力的な過激主義者および個人を暴力的な過激主義に向けて駆り立てる要因によるインターネットの誤用とソーシャル・メディアとの間の関係に関するさらなる調査を奨励する。

(c) 寛容、社会的多元性および理解の価値を勧めるための草の根努力を促進する。

(d) 意見および表現の自由、社会的多元性およびメディアの多様性を保護する国の法的枠組を確実にする。

(e) 犠牲者が自らの物語を話すことができるオンライン・フォーラムを彼らに提供することにより、彼らの損害と苦しみを暴力的な過激主義を防止するための建設的な力に変形するため、彼らに権限を与え可能にする。

(f) ジャーナリストの安全に対する脅威の迅速且つ徹底した調査を確実にすることにより、民主的な社会で極めて重要な役割を果たしている、彼らを保護し、そしてジャーナリストに対し、寛容と尊重を促進するメディア教育と業界の行動規範を自発的に策定するため協働することを奨励する。

## C. 国際連合を通して、加盟国、地域の機関と共同体を支援する

56. 暴力的な過激主義を防止するための主要な責任は、加盟国にある。加盟国が自らの対応を策定する場合、国際連合は、うってつけのパートナーとして行動することができる。国際連合は、諸国、人々および共同体を結束させつつ、人権文書を含む、国際法に正式に述べられたような、普遍的に共有された価値と原則の基礎に基づいて、世界的な対話を促進するのを助けることができる。

57. 加盟国と協力して、国際連合ミッション、計画および事業は、既に暴力的な過激主義を基本的に駆り立てるものと引き金に、既に対処している。これらの手段の力を認識している、暴力的な過激主義者集団は、私たちの決意と結果を弱めるために、平和維持要員、人権唱道者、教育者、市民社会活動家そして援助職員を標的としている。私たちは、安全、持続可能な開発、人権および人道援助の全範囲を通して一貫性を高めるため、私たちの活動においてより戦略的になりまたより調整されることが必要である。このことは、国際連合の平和および安全保障の努力並びに持続可能な開発政策枠組が、暴力的な過激主義に対処すること、また私たちが、基本的人権と法の支配の促進と保護を更に強化すること、そして人道原則が、尊重されること、並びに私たちの人道活動が人々中心であり、強靱な共同体を支援しそして紛争を煽らないことを求めることになる。

58. 私は、加盟国との活動を調整することと策定することにおいて国際連合組織の取



組を倍加すること、より正確に暴力的な過激主義を駆り立てるものを対象とすること、国際連合組織に許すため既存の計画に優先順位を付け、敏感にしそして適応することまた可能性のある格差を縮めるため新しい活動を導入することを国際連合組織に指図してきた。私は、それ故、以下のことを意図している。

(a) 国連システム最高執行委員会を通して、並びに既存の国際連合機関間機関および国際連合グローバル・テロ対策戦略の四つの柱の全てを実施する加盟国を支援することについて主要な責任を負っている、テロ対策履行タスク・フォース並びにその組織を通して、暴力的な過激主義を防止するため国の、地域のそして世界的な取組を支援する全国連アプローチを採択する。タスク・フォースの枠組を通して全国連アプローチを採択することにより、国連は、その行動をより緊密に調整しそして経路を助けまた効果的であることを証明してきた活動を共有することになる。

(b) 国際連合開発援助枠組、国際連合国別共通アセスメント、ユースアドバイザリーボード、警察、司法および矯正のためのグローバル・フォーカル・ポイント並びに武装解除、動員解除および再統合並びに治安部門改革計画のような制度を通して加盟国の能力を構築するため、暴力的な過激主義を防止することを、その職務権限に従って国際連合平和維持活動および特別政治ミッションの関連活動に、並びに国際連合国別現地チームの関連する活動に、統合する。

(c) 国際連合の統治および執行機関に対し、暴力的な過激主義を防止するための加盟国の国の行動計画を策定しまた実施することにおいて加盟国を支援するため、国際連合機関、基金および計画の能力を高めることを奨励する。

(d) 暴力的な過激主義を防止し良い実践を共有するために立案された制度計画を策定するための国のまた地域の能力を強化することを目的とした能力構築計画を提案し、そして関連する国際連合国別現地チーム、事務総長特別代表、展開された場合には平和活動、またテロ対策委員会事務局を含むテロ対策履行タスク・フォース、国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合地域間犯罪司法研究所、国際連合薬物犯罪事務所および国際連合テロ対策センターの各組織と密接に調整して関連する法令および政策を採択する加盟国を支援する。

(e) 世界中のこれらの共有された価値を強化しつつまた加盟国の要請に基づいて、加盟国自身の国のまた地方のコミュニケーション戦略を目的に合わせている加盟国を支援しつつ、国際連合憲章、世界人権宣言およびその他の文書に正式に述べられているもののような平和、正義、寛容および人の尊厳に基づく、暴力的な過激主義を防止するための国際連合グローバル・コミュニケーション戦略を開始する。

(f) 政策および運用レベルの両方で、国際人権法または国際人道法の大規模な違反を防止しまたは対応する人権アップフロント活動を通して早期のまた効果的な行動

を更に強化する。

(g) テロ対策履行タスク・フォースにより促進されまた国際連合テロ対策センターにより支持された、この計画の実施を指導する確立された国際連合暴力的な過激主義の防止プラットフォームを策定する。このプラットフォームは、国際連合制度内の政策を調整しそして学んだ教訓を共有することにより地方の、国のそして地域のレベルで、暴力的な過激主義に対する加盟国の制度的対応を策定する加盟国を支援するのであろう。それは、南々および三角パートナーシップを通じたものを含む、加盟国間の協力を促進すべきである。

(h) 非暴力の文化を促進するため、例えば、就学年齢の子どもの使用のための平和教育モジュールを含む、公民教育、ソフト・スキル、批判的思考、デジタル・リテラシー、寛容および多様性の尊重を促進する教育計画を策定しまた実施することを求めている政府を支援する。

(i) 暴力的な過激主義の犠牲者を支援するため世界的な啓発キャンペーンを始めそしてテロ犠牲者支援ポータルを拡大することにより犠牲者の話を、その範囲内で共有する世界的なプラットフォームを提供する。

(j) 異文化間の理解を高め、新しい技能の学習を促進しそして開発活動を支援する世界的なコミュニティ・サービスや世界的な青少年プログラムにさらに発展することができる、加盟国内および加盟国間の青少年交換計画を奨励する。

(k) 通信およびソーシャル・メディアの会社を含む、関連する民間の関係者に対し、暴力的な過激主義活動の防止を支援しまたインターネットを通じた暴力的な過激主義の拡散に国際社会が効果的に対処するのを助けるための創造的な考えを生み出すことを招請する。

(l) 暴力的な過激主義を防止することを目的とした、特に通信および共同体の権限強化の分野における、革新的な事業を支援するための事務総長基金に対する提案を策定する。

## V. 一致した行動のためのアピール

59. 私たちの共通の人道理念を損ないつつ、暴力的な過激主義は、本質的に世界的になった。それは、その表現が、一人の個人から次へ様々である、個人的、社会的および観点的な要因の混合物により駆り立てられている。暴力的な過激主義は、異なる時代の期間中また世界の異なる地域において異なる社会に影響を与えてきている。現在の行動計画は、この課題に対して単一の解決策を提供しているのではない。それは、それを永遠に埋葬する一つの手段でも対処方法でもない。その代わりに、私たちは、私

たちがこの脅威について考え拡散することからそれを防止するための措置を講じる方法を広げることが必要である。現在の状況において最も憂慮すべきことは、科学技術の革命により促進されてきている、世界のいろいろな地方での暴力的な過激主義者のイデオロギーの急速な拡大である。国際連合憲章の真髄において、私たちは将来の世代を救うために今や行動を起こさなければならぬ。

60. 暴力的な過激主義を防止することにおいて効果的になるために、私たちの行動は、現象それ自身と同様に、機敏なまた遠大なものとならなければならない。私たちは、私たちの一連の手段をダイナミックに改善しそして私たちの対応を見直し続けなければならない。行動計画は、この日進月歩の多元的な課題に対する包括的なアプローチのための最初の基礎を構成する。私は、絶えず続く見直しの下での国際連合の行動を維持しそして私たちがまた行うかもしれないものに関する最新情報を私に提供することを、事務局職員に依頼してきている。

61. 私は、原則に基づいた行動が、暴力的な過激主義の説明と懇請をそして、究極的には、暴力的な過激主義者集団自身を打ち負かすことを確信している。数多くの国の、地域のまた世界的な問題に関する増えている対立の時に、暴力的な過激主義を防止することは、分割、不寛容および憎悪に直面して包括的なアプローチを追求する国際社会の行動を団結させ、調和させるため、国際社会の構成員のために本当の機会を提案している。

62. 総会は、暴力的な過激主義者が、不寛容と分割を広めることを求める世界の全ての地方に対して世界の声と話ができる唯一の機関である。私は、それ故、全ての加盟国に対し、団結と行動を求める鳴り響く懇請を発するためその声を使用することを求める。